

議案第60号

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第109号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年12月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市立取手グリーンスポーツセンターにおいて、団体での営利宣伝を目的とした利用に関し、使用料を加算した上で利用を認めることとするため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第109号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(利用の不許可)</p> <p>第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 営利宣伝を目的とすると認められるとき<u>(団体利用により取手市立取手グリーンスポーツセンターを利用する場合を除く。)</u>。</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p> | <p>(利用の不許可)</p> <p>第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 営利宣伝を目的とすると認められるとき。</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p> |

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）

別表第2(第9条, 第20条関係)

取手市立取手グリーンスポーツセンター

(単位：円)

| 施設の名称 | アマチュアスポーツに利用する場合 | <u>営利・宣伝を目的としないアマチュアスポーツ以外に利用する場合</u> | 個人使用料 |
|----------------------|------------------|---------------------------------------|-------|
| | 団体使用料 | 団体使用料 | |
| | (略) | (略) | |
| 第1体育室の項からコインロッカーの項まで | (略) | (略) | (略) |

備考

(1) 市民(市内に在住し, 在学し, 又は在勤する者をいう。)及び我孫子市民以外の利用者の施設使用料は, 5割増しの額とする。ただし, コインロッカー使用料を除く。

(2)から(10)まで (略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表第2(第9条, 第20条関係)

取手市立取手グリーンスポーツセンター

(単位:円)

| 施設の名称 | アマチュアスポーツに利用する場合 | <u>アマチュアスポーツ以外に利用する場合</u> | 個人使用料 |
|----------------------|------------------|---------------------------|-------|
| | 団体使用料 | 団体使用料 | |
| | (略) | (略) | |
| 第1体育室の項からコインロッカーの項まで | (略) | (略) | (略) |

備考

(1) 市民(市内に在住し, 在学し, 又は在勤する者をいう。次号において同じ。)及び我孫子市民以外の利用者の施設使用料は, 5割増しの額とする。ただし, コインロッカー使用料を除く。

(2) 営利宣伝を目的とする利用の場合における施設使用料は, 市民及び我孫子市民以外の利用者の団体使用料の額に100分の220を乗じて得た額とする。

(3)から(11)まで (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 教育委員会は, この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても, この条例による改正後の取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づく施行日以後の利用に係る申請の受付, 利用の許可, 使用料の徴収その他必要な準備行為を行うことができる。